

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

指定給水装置工事事業者制度は、**5年ごとの更新**が必要になります

○水道法の一部が改正されたことにより、令和元年10月1日から指定の更新制が導入されました。

○指定の有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

○旧制度で指定を受けている工事事業者は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(次の表を参照)

内子町(合併後)から指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年3月31日	令和6年9月29日までの5年間

※更新時期が近づきましたら、該当の指定給水装置工事事業者宛に通知を送ります。それにより更新手続きをしてください。

なお、宛先不明などの郵便の不着や未更新の方への再通知は行いませんので、ご了承ください。

※指定事項に変更が生じた場合は、更新時期を待たずに、その都度変更の届出をしてください。(手数料は無料です。)

【指定の更新】

- ・指定更新の要件は、新規指定の場合と同様です。
- ・提出書類は、新規指定の場合と同じです。
- ・更新手数料は、5,000円です。申請時に納めていただきます。

【更新時の確認事項】

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会受講状況 (講習会の受講終了証等)
- ② 業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況 (外部研修の受講履歴等)
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況 (施行者の経験の有無及び配管技能の資格の有無)

◇お問い合わせは、

愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 内子町 建設デザイン課 上下水道対策班 水道係

TEL 0893-44-2111(代表) 0893-44-6158(直通)